提　起　ア

協定項目１０　地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり提起する。

平成１６年　１月３０日提出

富山地域合併協議会
会　長　　森　　雅　志

地方税の取扱いについて
地方税については、別紙のとおり調整する。

項　目	現　　況							調整方針
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
個人市町村民税 ①均等割税率	①年額2,500円(標準税率) (人口5万～50万人未満の市)	①年額2,000円(標準税率) (人口5万人未満の町村)	①年額2,000円(標準税率) (人口5万人未満の町村)	①年額2,000円(標準税率) (人口5万人未満の町村)	①年額2,000円(標準税率) (人口5万人未満の町村)	①年額2,000円(標準税率) (人口5万人未満の町村)	①年額2,000円(標準税率) (人口5万人未満の町村)	①年額2,500円(標準税率)とする。
②所得割税率	②200万以下の金額3% 200万円を超える金額8% 700万円を超える金額10% (標準税率)	②200万以下の金額3% 200万円を超える金額8% 700万円を超える金額10% (標準税率)	②200万以下の金額3% 200万円を超える金額8% 700万円を超える金額10% (標準税率)	②200万以下の金額3% 200万円を超える金額8% 700万円を超える金額10% (標準税率)	②200万以下の金額3% 200万円を超える金額8% 700万円を超える金額10% (標準税率)	②200万以下の金額3% 200万円を超える金額8% 700万円を超える金額10% (標準税率)	②200万以下の金額3% 200万円を超える金額8% 700万円を超える金額10% (標準税率)	②現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
③納期	③特別徴収12期 普通徴収4期 (6月、8月、10月、1月)	③特別徴収12期 普通徴収4期 (6月、8月、10月、1月)	③特別徴収12期 普通徴収4期 (6月、8月、10月、1月)	③特別徴収12期 普通徴収4期 (6月、8月、10月、1月)	③特別徴収12期 普通徴収4期 (6月、8月、10月、1月)	③特別徴収12期 普通徴収4期 (6月、8月、10月、1月)	③特別徴収12期 普通徴収4期 (6月、8月、10月、12月)	③特別徴収は、現行のとおりとし、普通徴収は、6月、8月、10月、1月とする。
法人市町村民税 ①均等割税率	①制限税率 1号法人　3,600千円 2号法人　2,100千円 3号法人　492千円 4号法人　480千円 5号法人　192千円 6号法人　180千円 7号法人　156千円 8号法人　144千円 9号法人　60千円	①制限税率 1号法人　3,600千円 2号法人　2,100千円 3号法人　492千円 4号法人　480千円 5号法人　192千円 6号法人　180千円 7号法人　156千円 8号法人　144千円 9号法人　60千円	①制限税率・標準税率 1号法人　3,600千円 2号法人　2,100千円 3号法人　492千円 4号法人　480千円 5号法人　160千円 6号法人　150千円 7号法人　130千円 8号法人　120千円 9号法人　50千円	①標準税率 1号法人　3,000千円 2号法人　1,750千円 3号法人　410千円 4号法人　400千円 5号法人　160千円 6号法人　150千円 7号法人　130千円 8号法人　120千円 9号法人　50千円	①制限税率 1号法人　3,600千円 2号法人　2,100千円 3号法人　492千円 4号法人　480千円 5号法人　192千円 6号法人　180千円 7号法人　156千円 8号法人　144千円 9号法人　60千円	①標準税率・制限税率 1号法人　3,000千円 2号法人　1,750千円 3号法人　492千円 4号法人　480千円 5号法人　192千円 6号法人　180千円 7号法人　156千円 8号法人　144千円 9号法人　60千円	①制限税率・超過税率 1号法人　3,600千円 2号法人　2,100千円 3号法人　492千円 4号法人　440千円 5号法人　176千円 6号法人　165千円 7号法人　143千円 8号法人　132千円 9号法人　55千円	①②制限税率とする。
②法人税割税率	②14.7%(制限税率)	②14.7%(制限税率)	②14.7%(制限税率)	②14.0%(超過税率)	②14.7%(制限税率)	②13.7%(超過税率)	②14.7%(制限税率)	
固定資産税 ①税率	①1.4%	①1.5%	①1.6%	①1.5%	①1.6%(平成16年度から1.5%)	①1.6%	①1.6%	①税率は、1.4%とする。ただし、平成17年度は、現行のとおりとする。
②不均一課税	②実施していない	②実施していない	②登録ホテル業の用に供する建物に係る固定資産税率を、3年間1.4%	②実施していない	②実施していない	②実施していない	②実施していない	②廃止する。
③課税免除	③実施していない	③実施していない	③工業生産設備2,000万円以上の新増設(新設10人、増設5人を超える雇用者数を伴うもの)に係る固定資産税を3年間免除	③・農村地域工業等導入地区　工業生産設備3,000万円以上の新増設(工業以外の設備は新増設に係る雇用者数が15人を超えるもの) ・工業生産設備3,000万円以上の新増設(新設10人、増設5人を超える雇用者数を伴うもの)に係る固定資産税を3年間免除	③実施していない	③実施していない	③過疎地域における製造業、旅館業に対する設備(減価償却資産の取得価額の合計額が2,500万円を超えるもの)、建物、土地に係る固定資産税を3年間免除	③ ・工業生産設備に係る課税免除は、廃止する。 ・過疎地域(山田村、細入村)に係る課税免除は、新市に引き継ぐものとする。
④納期	④4期 (4月、7月、12月、2月)	④4期 (4月、7月、12月、2月)	④4期 (4月、7月、10月、2月)	④4期 (4月、7月、12月、2月)	④4期 (4月、7月、12月、2月)	④4期 (5月、7月、11月、2月)	④4期 (4月、7月、11月、2月)	④4月、7月、12月、2月とする。

項　目	現　　況							調整方針
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
軽自動車税 ①項目 ②納期	①原動機付自転車 原付 50cc以下 1,000円 原付 90cc以下 1,200円 原付 90cc超 1,600円 三輪 20cc以上 2,500円 ①軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上乗用営業用 5,500円 四輪以上乗用自家用 7,200円 四輪以上貨物営業用 3,000円 四輪以上貨物自家用 4,000円 ①小型特殊自動車 農耕用 1,600円 その他 4,700円 ①二輪の小型自動車 4,000円 ②納期 全期(5月)	①原動機付自転車 原付 50cc以下 1,000円 原付 90cc以下 1,200円 原付 90cc超 1,600円 三輪 20cc以上 2,500円 ①軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上乗用営業用 5,500円 四輪以上乗用自家用 7,200円 四輪以上貨物営業用 3,000円 四輪以上貨物自家用 4,000円 ①小型特殊自動車 農耕用 1,600円 その他 4,700円 ①二輪の小型自動車 4,000円 ②納期 全期(5月)	①原動機付自転車 原付 50cc以下 1,000円 原付 90cc以下 1,200円 原付 90cc超 1,600円 三輪 20cc以上 2,500円 ①軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上乗用営業用 5,500円 四輪以上乗用自家用 7,200円 四輪以上貨物営業用 3,000円 四輪以上貨物自家用 4,000円 ①小型特殊自動車 農耕用 1,600円 その他 4,700円 ①二輪の小型自動車 4,000円 ②納期 全期(5月)	①原動機付自転車 原付 50cc以下 1,000円 原付 90cc以下 1,200円 原付 90cc超 1,600円 三輪 20cc以上 2,500円 ①軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上乗用営業用 5,500円 四輪以上乗用自家用 7,200円 四輪以上貨物営業用 3,000円 四輪以上貨物自家用 4,000円 ①小型特殊自動車 農耕用 1,600円 その他 4,700円 ①二輪の小型自動車 4,000円 ②納期 全期(5月)	①原動機付自転車 原付 50cc以下 1,000円 原付 90cc以下 1,200円 原付 90cc超 1,600円 三輪 20cc以上 2,500円 ①軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上乗用営業用 5,500円 四輪以上乗用自家用 7,200円 四輪以上貨物営業用 3,000円 四輪以上貨物自家用 4,000円 ①小型特殊自動車 農耕用 1,600円 その他 4,700円 ①二輪の小型自動車 4,000円 ②納期 全期(5月)	①原動機付自転車 原付 50cc以下 1,000円 原付 90cc以下 1,200円 原付 90cc超 1,600円 三輪 20cc以上 2,500円 ①軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上乗用営業用 5,500円 四輪以上乗用自家用 7,200円 四輪以上貨物営業用 3,000円 四輪以上貨物自家用 4,000円 ①小型特殊自動車 農耕用 1,600円 その他 4,700円 ①二輪の小型自動車 4,000円 ②納期 全期(4月)	①原動機付自転車 原付 50cc以下 1,000円 原付 90cc以下 1,200円 原付 90cc超 1,600円 三輪 20cc以上 2,500円 ①軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上乗用営業用 5,500円 四輪以上乗用自家用 7,200円 四輪以上貨物営業用 3,000円 四輪以上貨物自家用 4,000円 ①小型特殊自動車 農耕用 1,600円 その他 4,700円 ①二輪の小型自動車 4,000円 ②納期 全期(5月)	現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、納期については5月とする。
市町村たばこ税	1,000本につき2,977円 旧三級品1,000本につき1,412円	1,000本につき2,977円 旧三級品1,000本につき1,412円	1,000本につき2,977円 旧三級品1,000本につき1,412円	1,000本につき2,977円 旧三級品1,000本につき1,412円	1,000本につき2,977円 旧三級品1,000本につき1,412円	1,000本につき2,977円 旧三級品1,000本につき1,412円	1,000本につき2,977円 旧三級品1,000本につき1,412円	現行のとおり新市に引き継ぐ。
鉱産税	税率１％ ただし、鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合、0.7%	税率１％ ただし、鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合、0.7%	税率１％ ただし、鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合、0.7%	税率１％ ただし、鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合、0.7%	税率１％ ただし、鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合、0.7%	税率１％ ただし、鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合、0.7%	税率１％ ただし、鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合、0.7%	現行のとおり新市に引き継ぐ。
特別土地保有税	5,000㎡以上の土地の所有(保有分)又はその取得(取得分)に対して課税 平成15年度以降課税停止	5,000㎡以上の土地の所有(保有分)又はその取得(取得分)に対して課税 平成15年度以降課税停止	5,000㎡以上の土地の所有(保有分)又はその取得(取得分)に対して課税 平成15年度以降課税停止	5,000㎡以上の土地の所有(保有分)又はその取得(取得分)に対して課税 平成15年度以降課税停止	5,000㎡以上の土地の所有(保有分)又はその取得(取得分)に対して課税 平成15年度以降課税停止	10,000㎡以上の土地の所有(保有分)又はその取得(取得分)に対して課税 平成15年度以降課税停止	10,000㎡以上の土地の所有(保有分)又はその取得(取得分)に対して課税 平成15年度以降課税停止	現行のとおり新市に引き継ぐ。
入湯税	1人1日(1泊2日)150円 (標準税率)	1人1日(1泊2日)150円 (標準税率)	1人1日(1泊2日)150円 日帰り50円	1人1日(1泊2日)150円 (標準税率)	1人1日(1泊2日)150円 (標準税率)	1人1日(1泊2日)150円 (標準税率)	1人1日(1泊2日)150円 (標準税率)	1人1日(1泊2日を含む)150円(標準税率)とする。
事業所税	資産割 税率1㎡当たり600円 免税点事業床面積合計1,000㎡以下 従業者割 税率　従業者給与総額の0.25% 免税点事業所従業者数100人以下	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおり課税する。ただし、現在課税されていない6町村の区域については、平成21年度までは、6分の1ずつ段階的に課税する。
都市計画税 ①税率 ②納期	①税率0.3% 市街化区域　67.78㎢ ②4期 (4月、7月、12月、2月)	①該当なし	①該当なし	①該当なし	①課税していない 市街化区域　4.53㎢	①該当なし	①該当なし	①平成18年度から0.25%とする。ただし、婦中町の市街化区域については、平成21年度まで課税しない。 ②4月、7月、12月、2月とする。